

開会（10：20）

○河合一也委員長 皆さん、御苦労さまです。

ただいまから市民福祉常任会を開会いたします。

当委員会に付託されました議案は健康福祉部所管の3件であります。

審査順序はお手元に配付の審査順位表のとおりといたします。

それでは、まず議第17号「令和5年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案」を議題といたします。

資料のほうは44ページからです。

それでは、議第17号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 47、48ページのシステム改修事業費補助金400万円ということですが、これは保険料改定に伴うシステム改修だったか、それと市独自でこのシステム改修をやるのか、それともどこかに委託するのかという説明をいただきたい。

○萩原雅顕介護保険課長 今回のシステム改修につきましては、介護報酬会計、及び65歳以上の1号被保険者の保険料負担の見直し、こちらの2項目についてシステム改修をするものでございます。システム改修につきましては、業者に委託してシステム改修を行うことになっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

そうすると、毎年じゃなくて、3年に1度はこのシステム改修が必要になるということとで、業者は入札ですか、それとも指名入札ですか。

○萩原雅顕介護保険課長 今までシステムを手がけていただいています業者をお願いをしております。

○深田ゆり子副委員長 ちなみに何という会社ですか。

○萩原雅顕介護保険課長 株式会社SBS情報システムでございます。

○深田ゆり子副委員長 了解しました。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第17号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで当局の方が交代しますので、しばらくお待ちください。

では、次に、議第15号「令和5年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。

資料は補正予算書の34ページ以降になります。

それでは、議第15号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 37、38ページの6款1項1目の産前産後保険税繰入金、これは産前産後の間に保険料を減免するというものだったのではないかなと思うんですが、その説明と、これは何人分なのかお聞きします。

○鈴木利明国保年金課長 今回の産前産後の保険対象被保険者数については、22名ということで交付申請をさせていただいております。

産前産後の保険税の免除につきましては、令和6年1月より開始されましたので、出産時保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額について免除をさせていただいております。7割、5割、2割の低所得者につきましては、当該の軽減後に免除をさせていただくことになります。その免除総額に対しまして、国2分の1、県4分の1、市4分の1を負担し、国保会計に繰り入れるというような状況でございます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

令和6年1月からということで、22名の方は御自分から申請があった方ですか、それとも市のほうから調べて対応していただいた方ですか。

○鈴木利明国保年金課長 今回の産前産後の保険税の負担金の交付算定基準日が、保険基盤安定の負担金の10月31日現在となっております。令和5年度については、令和5年10月31日までに医療機関等から出産育児一時金の直接支払いの請求等があった世帯を対象とみなすという形になっております。そこから試算をさせていただいて22人という形になりますので、実数の件数とは異なってきております。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかにありますか。

○吉田昇一委員 ここの補正で取り上げるかどうかを悩んだのですが、先ほどの予算決算の委員会のところで深田委員が、後期高齢者と国保の健康診査での委託料返還のことを確認されていたことで関連がありまして、少し確認させていただきたいんですが、国保は返還金がかかなり少なく、同様な錯誤があつて返還をしているんだけど、かなり少ないというようなことがあつて、現計会計で対応できて、一般会計の補正でもこの国保の補正でも対応なしというように伺ったと思うんですが、額がかかなり少なかった、それはどのような理由で少なかったのか、確認まで、できましたらお願いします。

○鈴木利明国保年金課長 先ほど一般会計のところでお話しさせて、差が大きいということなんですけれども、これは、先ほど深田委員からも、4つの詳細な健診があるということでお話をさせていただいたんですけれども、後期高齢者医療につきましては、詳細な健診の検査項目一つ一つについて積算をさせていただくということになりますが、国保では1つの受診者が詳細な健診の検査項目を1つ以上受けていれば補助金の対象となってきます。受けた検査の項目数に関わらず同額を補助されるということになります。具体的には、心電図検査が詳細な健診として実施されたとみなされなくても、同じ人がほ

かの眼底検査等の詳細な健診を受けていれば補助金対象となって、返還対象とはならないために、そこで国保と後期の返還金額の差が出たということでございます。

以上でございます。

○吉田昇一委員 分かりました。

○河合一也委員長 ほかにどうですか。

○深田ゆり子副委員長 37、38の基金繰入金50万3,000円ですけれども、これは歳入不足によりという説明があったと思うんですが、この歳入不足の主な理由、保険給付費のどの部分なのか、説明をお願いします。

○鈴木利明国保年金課長 どのところがということではなくて、基金につきましては、歳入より歳出が多くなった場合、基金から繰入れをして調整をさせていただいています。今回の補正につきましても、国・県からの交付金とか保険基盤安定繰入金、延滞金の増減額により歳入が歳出を下回ったので、その不足額を基金を取り崩して充当させていただいているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 一般会計繰入金はほとんどが減額補正になっているものですから、これで基金取崩しのほうも必要ないんじゃないかなと思ったものですから、ほかに保険給付費がうんと増えてしまったので、基金が足りなくなったとして取崩しをするのかなというふうに思ったんですが、特にそういうことではなくて、全体の歳入歳出のバランスというか、ちょっと足りなくなってしまったので基金で補うという、そういう補正なんですか。

○鈴木利明国保年金課長 37、38ページ、歳入側で、一般会計繰入金を減額、減額、減額というような形を取らせていただいております。ただ、延滞金等について増額というような形で、これを相殺したところ、不足分について基金を取り崩して、歳出の後、見比べさせていただいたところで、繰入金のほうを充当させていただくという形を取らせていただいております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 一般被保険者延滞金というのが多いように思ったんですが、3,450万円、これは何か理由があるんですか。それとも毎年このような金額ですか。

○前川英己納税促進課長 延滞金につきましては、当初予算で毎年1,000万円計上させていただいております。年度の途中にどんどん入っていくものですから、昨年度につきましては最終的には5,900万円ほど決算で入っています。今回はおおむね4,400万円ほどと見込んでおるものですから、昨年よりはかなり減るという見込みであります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 昨年度よりは少ないということなんですが、全体的には4,000万円から5,000万円、6,000万円ぐらいを見込んでいるということなんですが、延滞金について、何日までに払わなければ延滞金がつくよということもあるんですが、郵便局の配布の日数が縮まっているものですから、そういうので相手との、払ったはずなのにまた請求が来たよとか、そういう不具合がすごい出ているんじゃないかなと思うんですが、そういうことは関係ないのか。もっと期間を延ばすとか、そういうのはできないんですか。

○前川英己納税促進課長 郵便により、確かに行き違いはあるんですけども、延滞金を計算して1,000円未満は全部ゼロです。したがって、仮に1日でも遅れたらつくというものでもないものですから、特段それにつきまして問題はないと思われます。

以上です。

○河合一也委員長 延滞金は見込みをいつも1,000万円に決めてあるのは、何か理由があるんですか。

○前川英己納税促進課長 以前から、延滞金につきましては不確定なものですから、入った額を、調定を上げておるものですから、こういう事態になっております。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかにありますか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第15号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

ここでまた当局のほうが交代しますので、しばらくお待ちください。

次に、議第18号「令和5年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

資料は補正予算書の49ページ以降です。

それでは、議第18号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 52ページ、53ページの上の段、1款1項1目の特別徴収保険料が2,610万8,000円、現年度分見込みよりも少なかったということなんですけれども、これは何か毎年このような差が出るのか、それとも今年は何かあったのか、多いのかどうか、お聞きします。

○鈴木利明国保年金課長 後期医療制度につきましては、加入した年度の納付方法が基本的には普通徴収で、次年度からは原則的に特別徴収というのが徴収方法としてなっております。今回、団塊の世代が75歳に到達し始め、広域医療制度に加入する方が大幅に増加しているということ、その方々が加入年度の保険料は普通徴収で収納するということになりますので、普通徴収の比率が伸びてきているということで、当初は令和3年度の決算時の保険料調定額総額で現年度分の特別徴収と普通徴収の割合を案分して算出したんですが、今回令和4年度決算時の比率で算出し直した結果、特別徴収分は減額となるような形になってきた状況でございます。それで補正という形を取らせていただきました。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

○深田ゆり子副委員長 歳出の後期高齢者医療広域連合納付金、納付見込みとか、納付繰越しとか、保険基盤安定とか、上の金額を足したものでこの5,050万円ということでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 歳入側の増額分を歳出側で広域連合に納付するという形になります。被保険者が納めた保険料、それと、あと一般会計からの繰入金、延滞金等を静岡広域連合へ支払うのが納付金になりますので、その分で歳入したものを歳出側で支出するという形を取っております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 繰越金も納付するんですか。次年度繰越金873万4,000円、これも払うのかなと思って。

○鈴木利明国保年金課長 前年度の繰越区分につきましても、広域連合への納付金という形で納めさせていただくという形になります。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 これで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第18号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、御苦勞さまでした。

閉会（10：43）